

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年3月5日

【事業年度】 第63期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 日本ユニシス株式会社

【英訳名】 Nihon Unisys, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 舨 井 勝 人

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

【電話番号】 03(5546)4111(大代表)

【事務連絡者氏名】 法務部長 野 村 博

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

【電話番号】 03(5546)4111(大代表)

【事務連絡者氏名】 法務部長 野 村 博

【縦覧に供する場所】 関西支社  
(大阪市北区中之島二丁目3番33号)

中部支社  
(名古屋市中区栄一丁目3番3号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の訂正理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第63期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6) (省略)

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(8)、(9) (省略)

(訂正後)

(1)～(6) (省略)

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないとする旨定款に定めております。

ただし、商法の一部を改正する法律（昭和49年法律第21号）附則第5条に基づき、発行済株式の総数の4分の1以上に当たる株式を有する株主は、累積投票により取締役を選任すべきことを求めることができることとなっております。

(8)、(9) (省略)

(10) 剰余金の配当（中間配当）等

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。